物資の流通の効率化に関する法律に関する
貨物自動車中継輸送実施計画の認定制度等の
説明会開催のご案内

【ご案内】

トラックドライバーの負担軽減を図りつつ、物流を維持するため、一つの長距離輸送を複数のドライバーで分担する「中継輸送」を推進することを目的とした物資の流通の効率化に関する法律の一部を改正する法律（令和８年法律第 21 号）が、本年５月に公布されました。

本改正が同年 11 月１日に施行されることに伴い、新たに創設される貨物自動車中継輸送実施計画認定制度等についての説明会を開催いたします。つきましては、下記のとおりご案内申し上げます。

１．開催概要

日時	10 月 30 日（金）　14:00～15:00
開催方法	オンライン（teams） ※後日、国交省ウェブサイトにアーカイブを掲載予定
参加対象	トラック事業者、倉庫業者、トラックターミナル事業者、不動産業者、関係業界団体　等
説明内容	貨物自動車中継輸送実施計画の認定制度等の説明
申し込み方法	以下 URL より、所属・氏名・メールアドレスを記入。 https://forms.cloud.microsoft/r/6mGzH3tHua
申込期限	10 月 29 日（木）12:00 まで

※取得した所属、氏名及びメールアドレスは、本説明会の参加受付、案内メールの送付、参加者への連絡のために利用します。

２．主な説明内容

- 貨物自動車中継輸送実施計画認定制度の概要
- 認定申請手続きの流れ
- 認定要件及び留意事項
- 認定に伴う各種支援措置
- 質疑応答

３．問い合わせ先

担当	国土交通省 物流・自動車局貨物流通事業課 貨物流通経営戦略室　説明会担当
電話番号	03-5253-8111（内線：41343、41344）